

2016年10月3日  
プルデンシャル生命保険株式会社  
プルデンシャル信託株式会社

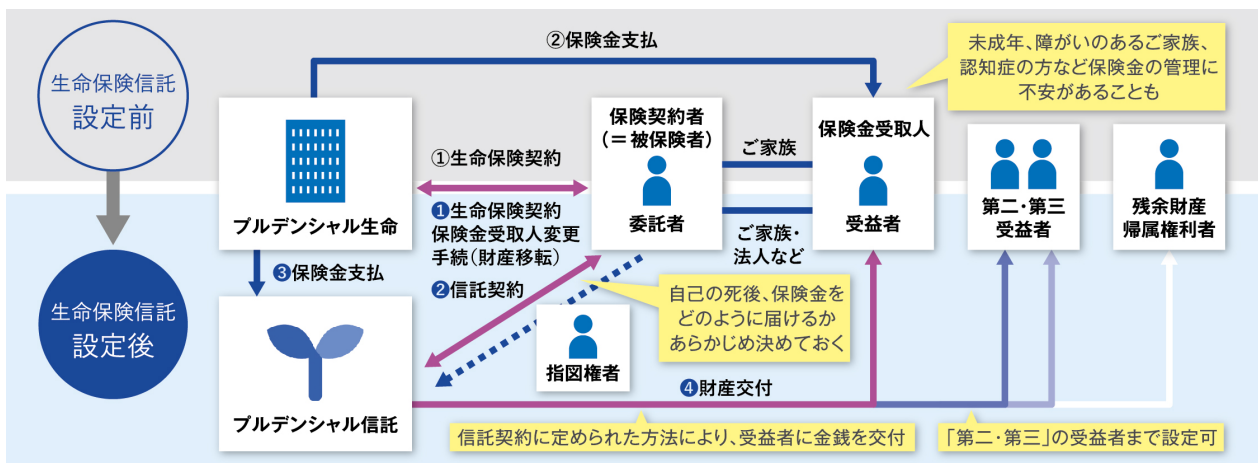
## プルデンシャル信託株式会社の「生命保険信託」機能拡充について ～保険金の用途を生前にあらかじめ指定 さらに細かい設定が可能に～

プルデンシャル生命保険株式会社(代表取締役社長兼 CEO 一谷 昇一郎、以下「プルデンシャル生命」)の子会社であるプルデンシャル信託株式会社(代表取締役社長 本多 巨樹、以下「プルデンシャル信託」)は、「生命保険信託」に新たな機能を拡充し、2016年10月3日より提供を開始いたしました。

プルデンシャル生命はライフプランナーを介してお客さまに「生命保険信託」をご案内し、保険金をお届けした「その先」まで、きめ細かなサービスで更なる安心を提供してまいります。

### ■生命保険信託

生命保険信託は、お客さまに万一のことがあった場合に、信託で死亡保険金を管理し、生前にお客さまとご契約した内容に沿って保険金をお届けする商品です。お客さまが保険金をいつ、誰に、どのように渡していくかなどを生前に設計し、保険金の用途をより確実にすることができます。



### <新しく提供する機能>

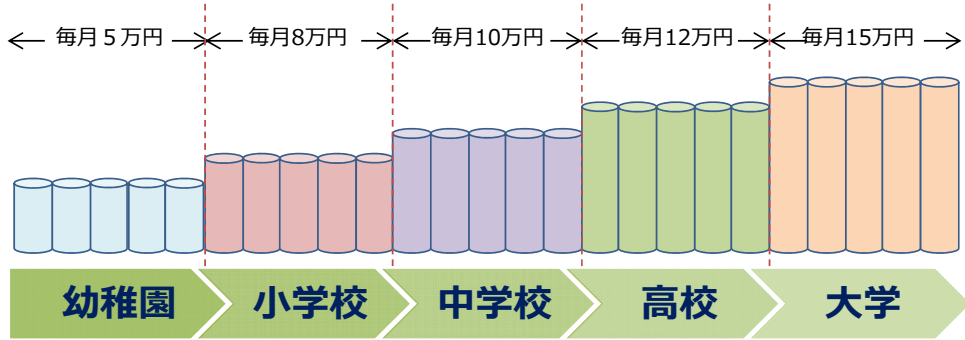
#### (1)財産交付の期間に応じて、交付金額の設定が可能に

従来では交付金額は信託期間を通じて一律となっていたところ、新たにお客さまがご契約時に指定する期間ごとに交付金額をきめ細かに設定できるようになりました。

活用例) お子さまの成長にあわせて必要となる学費や生活費を設定しておく など

※これに伴い、従来の最低月額交付金額 10 万円を 5 万円に引き下げます。

**【交付のイメージ】**



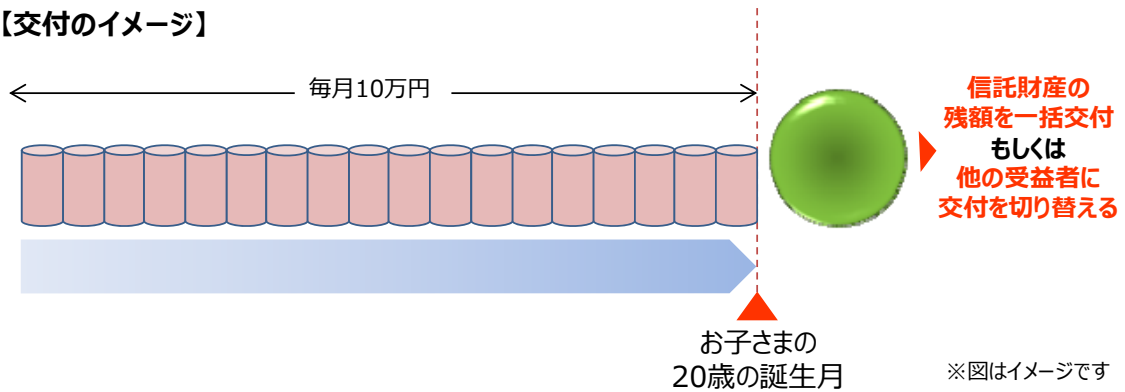
※図はイメージです

**(2)ご指定いただいた期日での受益者の変更、信託契約の終了が可能に**

従来では保険事故発生後は、信託財産が無くなる または お亡くなりになるまでは受益者の変更、信託契約の終了は行えませんでした。このたび新たにお客さまがご契約時に指定することにより、定められた期日で受益者の変更や信託契約の終了を行えるようになりました。

活用例) お子さまが成人される年をもって、信託契約を終了し残高を一括で交付する など

**【交付のイメージ】**



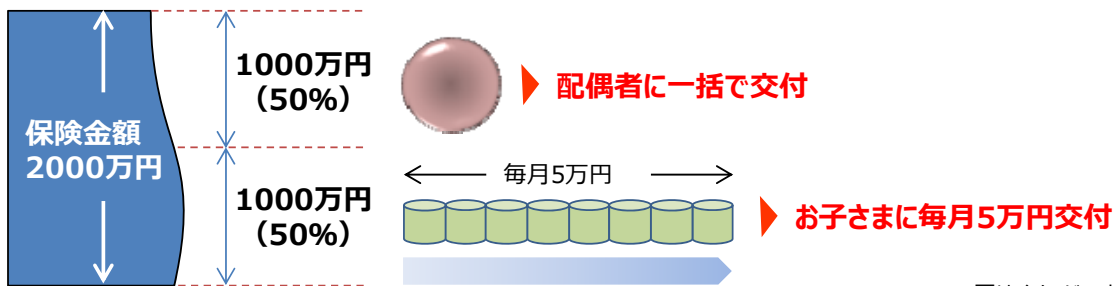
※図はイメージです

**(3)複数の受益者を設定し、同時に交付することが可能に**

従来では1つの生命保険契約に対して、1つの生命保険信託契約の締結しかできませんでした。このたび新たに1つの生命保険契約を原資に複数の生命保険信託契約を締結し、同時に複数の受益者に交付することができるようになりました。

活用例) 1つの生命保険契約の保険金を配偶者と子どもそれぞれに同時交付する など

**【交付のイメージ】**



※図はイメージです

以上